

広島県告示第九百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年十二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所 の所在地	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
有 限 会 社 ア ッ プ ル	広 島 市 南 区 翠 三 丁 目 一 二 番 二 七 号	ア ッ プ ル 訪 問 介 護 三 原 事 業 所	三 原 市 本 町 二 丁 目 一 三 番 三 九 号	介 護 予 防 訪 問 介 護	平 成 二 四 年 一 一 月 三 〇 日
有 限 会 社 福 祉 タ ク シ ー 東 広 島	東 広 島 市 西 条 町 御 菌 宇 三 三 八 七 番 地	有 限 会 社 福 祉 タ ク シ ー 東 広 島	東 広 島 市 西 条 町 御 菌 宇 三 三 八 七 番 地	介 護 予 防 訪 問 介 護	平 成 二 四 年 一 一 月 三 〇 日